

# 出版文化の維持・発展のために 「出版者の権利」法制化が必要です

1989年1月

文化庁の著作権審議会は昭和60年以来、出版者の法的保護について審議を行い、昨年10月「著作権審議会第8小委員会（出版者の保護関係）中間報告書」を公表しました。この報告書では、出版者に固有の権利を著作権法上認めて保護することによって、わが国文化の活力を維持し、一層の発展を図ることを提言しています。

この報告書に対して、各分野から数多くの意見が出され、その中には残念ながら報告書の提言に反対するものもあります。

かねてより、われわれ出版者団体では、文化的所産としての出版物の役割と出版物からの複製利用の状況にかんがみ、出版者の法的保護の必要性を強く訴えてきました。この問題は、昭和63年10月にも衆参両院の文教委員会において「出版者の権利の創設について検討を進めること」との付帯決議がなされております。3年余にわたる著作権審議会における結論が早急に出される時期にきていると考えます。

法改正について、国民一般の広いご理解をお願いするものです。

社団法人 日本書籍出版協会  
社団法人 日本雑誌協会  
社団法人 自然科学書協会  
社団法人 出版梓会

## 1 出版者の保護は、著作権法によることが ふさわしいものです

### ①出版者保護の問題はこれからの出版文化の維持・発展にかかわる問題です。

出版者は、言語や美術の著作物等を公衆に伝達する上で、非常に大きな役割を果たしています。現代のようなニューメディアの時代にあっても、出版物の情報伝達媒体としての重要性は失われるものではありません。

現在、著作権審議会で検討されている出版者保護の問題は、こうした出版物を発行している者の活動を、著作権制度によって保護するのが適当であり、またそれが情報の流通と文化の発展を確保する意味からどのような関連を有するかという観点からの問題であります。これは、単に出版業者が複写によって被る被害の救済といった産業政策的観点からの問題ではありません。

### ②著作物の伝達者は、著作隣接権によって保護されています。

著作権法は、著作物の伝達行為である実演家、レコード製作者や放送事業者等の行為を、著作物の創作に準ずる知的行為と評価し、著作隣接権で保護しています。

同様に出版者も、著作物の伝達者として単に著作者の原稿をそのまま複製するのではなく、企画に始まり原稿整理を経て、著作物を紙面に構成し出版物として発行するという知的行為を行っております。これは、著作隣接権としての保護に値する行為と考えます。

### ③出版者の行為は、著作権法による保護がふさわしい知的行為です。

出版者の知的行為について、一般企業が製品の企画・開発・販売等を行う際の行為と変わりがないのではないかという意見があります。しかし、出版者の知的活動は、著作物の伝達という過程における、また、出版物という文化的所産に直接関わる知的行為であるという点で一般企業の知的行為とは異なる特質があり、著作権法による保護がふさわしいといえます。

また、新しい権利は、「出版社」に限らず、一般企業や個人が出版を行っても同様に「出版者」として保護の対象としているところです。

## 2 実態調査の結果は、複写の現状を明らかに しています

出版者の法的保護の審議の契機となったのは、出版物の複写利用の増大です。

複写利用の実態については、日本書籍出版協会など出版4団体が昭和62年9月に、第三者の専門調査機関に委託して調査を行っております。これによれば、調査対象の範囲で年間に行われる複写の大部分は、著作権法上問題のない自己作成資料の複写であるという結果が出ております。しかし、全体の8.6%にあたる約14億枚は、出版者の活動の成果物で

ある出版物からの複写であり、量的には相当量に上っています。

これらの調査結果は、著作物の複写が広範かつ頻繁に行われているという実態を客観的に明白にしております。出版物の購入に代えて複写により情報を得ることが頻繁に行われるならば、出版者が影響を被ることは明らかです。

### 3 出版者の権利は、豊かな情報流通の確保と文化の発展を図るものです

新たな権利は円滑な情報流通を阻害するものではありません。

著作権審議会の報告書によれば、新たな権利についても、私的使用のための複製、図書館における複製、学校等の教育機関における複製等、自由な複製を認める範囲は、著作権法が現在、著作者の権利について定めているものと全く同様とされています。

出版活動が、広範かつ頻繁な複写によって影響を受け、出版物の継続発行に支障を来すこととなれば、伝達される著作物や情報の種類や量も制約を受けることとなり、学術・文化の発展にも支障を生じ、広く国民一般が影響を被ることになります。このような状況を防ぎ、著作物や情報の流通を確保するためにも出版者の保護は必要です。

### 4 現行法では出版者の保護は不十分です

現行著作権法における出版者に関する規定として、出版権設定の制度があります。昭和9年に設けられたこの制度は、現在のような複写機器の発達・普及という状況を念頭においたのではなく、出版物の頒布を目的としない複製等については対応できないものです。

欧米の出版者のように、著作者の権利行使を出版者が代行したり、権利の譲渡等を受けることによって、著作者のみならず出版者自身の利益を確保する方法も指摘されています。しかし、日本では、音楽著作物等の場合を除き、著作者が著作権を専有し自ら管理することが通例となっています。これは、著作者の地位がわが国において安定していることを示すものです。権利の譲渡等を行うかどうかは著作者の自由な意思に基づくものであり、出版者の努力の有無が問われるという問題ではありません。

### 5 日本でまず制度化されることに大きな意義があります

日本が今や世界有数の複写機器の生産国であり、国内では複写が日常的に行われている状況を勘案すれば、世界に先駆けて立法化する必要があると考えます。知的所有権制度の国際的調和が求められていることは承知しております。

しかし、国際的調和を図るためにもまず、国内の問題を解決することが先決です。「国際的調和」の名の下に国内事情を放置することこそ問題であるといえます。

出版者の法的保護を図っている国は、現在すでにイギリス、オーストラリアをはじめ8

カ国を数え、また、国際機関における検討も行われています。

わが国として、この問題について文化国家の名にふさわしい対応をすることが、これからの国際社会においてぜひとも必要なことと考えます。

## 6 使用料徴収は、公平に行われます

新しい権利の一部は、集中的な行使がなされることとなります。これを担当するのが、現在、学協会、著作者団体、出版者団体、学識経験者等が協力して設立準備を進めている「日本複写権センター」です。

その業務内容について一部の批判にあるように、ある特定の利用者だけに、「対価の徴収できない部分をしわよせ」するような権利行使は、全く考えておりません。

著作権法における権利の制限規定によって、著作物等の自由利用ができる場合がありますが、この制限規定は厳格に解釈されるべきものとされており、その範囲を超えた複写が行われた場合は、当然、使用料徴収の対象となります。

また、仮に出版者の権利が創設され、著作権に加え出版者の権利を処理することになった場合でも、その結果、複写使用料が2倍になるということもありません。

使用料の額・徴収方法等については、利用者の意見を十分に配慮し、お互いに納得のいくものにしていきたいと考えております。

### ●問合せ先

社団法人 **日本書籍出版協会**

〒162 東京都新宿区袋町6番地

電話 03 (268) 1301